

# 九重町運輸・交通燃料高騰緊急 対策支援事業補助金のご案内

原油価格の高騰による経費の増加を価格に転嫁することが困難な状況にある道路運送事業者等の事業継続を支援するため、町内で道路運送事業等を営む事業者に対し、事業に要した燃料購入費用の一部を補助します。

## 《補助額》

令和4年4月から令和4年9月までの間に購入した燃料(軽油またはガソリン)1リットルにつき、下記の単価を掛けた額

第1期分(令和4年4～6月)単価:11円(軽油及びガソリン)

第2期分(令和4年7～9月)単価:未定(令和3年同時期の大分県平均価格との差の2分の1 軽油、ガソリンそれぞれで算出)

## 《対象者(対象車両)及び要件》

本町に主たる事業所を有し、次に掲げるいずれかの事業を主たる事業として営む事業者(兼業の場合は、下記に該当する区分(部門)の比率が最も高い事業者)

※町内の事業所等で所有し、要件を満たす車両(リース含む)が対象となります。

区分	対象車両(リース含む)
トラック・運送事業(貨物自動車運送事業)	事業用車両 (緑又は黒ナンバーのみ)
貸切バス事業(一般貸切旅客自動車運送事業)	
自動車運転代行業	随伴用登録車両のみ

《申請・請求受付期間》 ※第1期、第2期で分けて申請可能

令和4年9月1日(木)～令和4年10月31日(月)まで

## 【お問合せ先】

九重町役場 商工観光・自然環境課 ☎0973-76-3150

fax0973-76-2247

九重町ホームページ <https://www.town.kokonoe.oita.jp/>

## 《申請に必要な書類》

※第1期申請をしたものは、それ以後の申請において、2～7の書類については省略できるものとします。（変更がない場合）		トラック・運送事業	貸切バス事業	自動車運転代行業
1	購入した燃料（対象車両に係るもののみの）の数量、金額、購入日等がわかる書類（請求書、領収書等の写し等）及び運転日誌等の写し	○	○	○
2	対象車両の一覧（様式第2号）及び写真（自動車登録番号標が写っているもの）及び自動車検査証の写し	○	○	○
3	直近の事業年度の確定申告書又は決算書等の写し	○	○	○
4	補助金振込先の通帳の表紙及び見開き面の写し	○	○	○
5	運輸局からの自動車運送事業の許可書、更新許可書、運輸局への許可申請書等のいずれかの写し	○	○	
6	公安委員会からの運転代行業の認定書の写し			○
7	複数の事業を営んでいる事業者にあつては、運送事業等、一般貸切旅客自動車運送業または自動車運転代行業が主たる事業であるということを確認できる書類	○ ※該当する場合のみ	○ ※該当する場合のみ	○ ※該当する場合のみ

## 《申請書類等》

九重町ホームページ及び役場商工観光・自然環境課窓口の様式を準備しています。

## 《その他》

その他の要件がありますので、申請書の「5 宣誓・同意事項」をよくお読みになり、チェック印を記入してください。